

※特殊健康診断を受診される方のみの名簿となります。

2021年度 特殊健康診断受診者名簿

会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
担当者名		顧客コード	

	(フリガナ) 受診者氏名	生年月日 (西暦で記入)	性別	特殊健康診断								備考 (他の溶剤・物質 名・特記事項)	
				有機溶剤基礎検査	トルエン・キシレン・ ノルマルヘキサン	エチルベンゼン	トリクロルエチレン	ステレン	ジクロルメタン	TDI コハルト MOCA など	鉛健康診断		その他健康診断(酸類)
1		西暦 年 月 日											
2		西暦 年 月 日											
3		西暦 年 月 日											
4		西暦 年 月 日											
5		西暦 年 月 日											
6		西暦 年 月 日											
7		西暦 年 月 日											
8		西暦 年 月 日											
9		西暦 年 月 日											
10		西暦 年 月 日											
申込人数				名	名	名	名	名	名	名	名	名	

※用紙が足りない場合は、コピーしてご使用ください。

※ご記入いただいた情報は、健診の連絡・健診結果の通知等目的以外に利用いたしません。なお、受診機関とは業務委託契約を締結し、個人情報保護は適切に管理します。

2021年度 定期健康診断と併せて実施する特殊健康診断の変更点について（お願い）

小牧商工会議所

日頃は、当所の定期健康診断事業をご利用いただき誠にありがとうございます。  
さて、2021年度定期健康診断について、前年度と比較して下記の点を変更させていただきます。  
特殊健康診断(有機溶剤及び特定化学物質検査)の受診企業様におかれましては、受診料のご負担が増えることとなりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。  
※一般検診や胃部レントゲン等の値段変更はございません。

【法令による特殊健康診断について】

厚生労働省より有害業務に従事させる労働者については、安全衛生法 66 条第 2 項により、医師による特別の項目についての実施が義務付けられています。

1. 高圧室内作業および潜水作業
2. 放射線業務・除染等業務
3. 特定化学物質の製造、取扱業務（第一類、第二類特定化学物質に限る。）
4. 鉛業務
5. 四アルキル鉛業務
6. 有機溶剤の製造、取扱業務（屋内作業場における業務に限る。）
7. 石綿の粉じんを発生する業務する場所における業務

また、粉じん作業に従事する（従事した）労働者に対し、じん肺法によりじん肺業務が事業者により義務付けられています。

※2020年7月1日から、有機則、鉛則、四アルキル鉛則、特化則に基づく特殊健康診断の追加・変更が行われました。また2021年4月1日より金属アーク溶接作業で発生する「溶接ヒューム」が、新たに特定化学物質障害予防規則（特化則）の特定化学物質（管理第2類物質）となりました。

【特殊健康診断価格改定について】

有機溶剤中毒予防規則第 29 条第 4 項の規定に基づき、医師の判断により有機溶剤の代謝物量、血液検査等の省略項目の判断は、産業医等の医師が当該作業場の実態を十分に把握した上で可能です。ただし各会員企業様を把握し実施するのは、現実的には困難なため、省略していた検査項目を実施させていただきます、4月に実施している特定業務健康診断と同様の検査内容を10月実施の定期健康診断より実施致します。ご理解いただきますよう何卒よろしくお願い致します。

お問合せ先 小牧商工会議所 企画運営課二課 鎌田  
小牧市小牧5丁目253番地 TEL:0568-72-1111